

第一回國会

厚生委員会

議録第二十八号

昭和二十二年十二月六日(土曜日)
午前十一時八分開議

出席委員

委員長 小野 勲君

理事田中 松月君 道子君
理事有田 理事山崎

太田 典禮君 電代司君

中原 健次君 松谷天光君

武蔵運十郎君 最上 英子君

降旗 德弥君 大野 伴陸君

近藤 鶴代君 榎原 亨君

村上 清治君

出席國務大臣

厚生大臣 一松 定吉君

出席政府委員

文部事務官 清水 勤二君

厚生政務次官 金光 義邦君

厚生事務官 寺崎 太一君

厚生技官 三木 行治君

委員外の出席者

島門調査員 川井 章知君

十二月五日
理容師法案(内閣提出)(第一四九號)
禁養犬法案(内閣提出)(第一四九號)
元住營團經營住宅に關する請願
(武蔵運十郎君外一名紹介)(第一五
二五號)
の審査を本委員會に付託された。
本日の會議に付した事件

理容師法案(内閣提出)(第一四九號)
禁養犬法案(内閣提出)(第一四九號)
一 住營團經營住宅上の請願
(佐々木更三君紹介)(第四七五號)
二 國立遺傳學研究所設置の請願

(西山富佐太君紹介)(第九〇一號)
三 引揚者の住宅問題に關する請願
(坂口主税君外五名紹介)(第九七
一號)

四 伊勢崎市の庶民住宅建築費國庫補
助の請願(金光義邦君外六名紹介)

五 竹田町綜合運動場設置費國庫補
助の請願(金光義邦君外六名紹介)

六 引揚者の住宅建設の請願(根本
龍太郎君紹介)(第一二九八號)

七 矢田村所在國立樂草試驗場拂下
の請願(松本眞一君紹介)(第一三
四七號)

八 國立療養所入院費患者負擔反對
の請願(松谷天光君紹介)(第一
三四四號)

九 純益法制定に關する請願(河
野金昇君紹介)(第一三六二號)

一〇 遺家族接護に關する請願(齊
藤亮君紹介)(第一三六三號)

一一 盲人に鍼灸業繼續許可の請
願(齊藤亮君紹介)(第一三八四號)

一二 國立富山病院復興に關する請
願(矢後泰敬君外二名紹介)(第一
四〇七號)

一三 中等學校教員の恩給増額の請
願(松原一彦君紹介)(第一四〇八
號)

一四 生活協同組合法制定の請願

一五 中等學校教員の恩給増額の請
願(志賀健次郎君外二名紹介)(第
一四五八號)

- 一六 恩給増額に關する請願(松本
七郎君外二名紹介)(第一四五九
號)
- 一七 生活協同組合法制定の請願
(中原健次郎君紹介)(第一四六三號)
- 一八 國立療養所入院費患者負擔反
對の請願(松谷天光君紹介)(第一
四七三號)
- 一九 戰爭犠牲者の援護に關する請
願(豊澤豊雄君紹介)(第一四九三
號)
- 二〇 成年男女の身體検査實施の請
願(豊澤豊雄君紹介)(第一四九四
號)
- 二一 治瘉師の權益確保に關する請
願(加藤シヅキ君紹介)(第一五〇
九號)
- 二二 引揚者の接護強化に關する請
願(成田知巳君紹介)(第一五二一
號)
- 二三 生活協同組合法制定反對の請
願(有田一郎君外二名紹介)(第一
五四四號)
- 二四 引揚者の住宅難緩和對策に關す
る陳情書(東京都杉並區馬橋日本
人連盟代表後藤寅市郎)(第一
一九三號)
- 二五 海外引揚者の住宅難緩和に關す
る陳情書(愛媛縣廳内愛媛海外引
揚者更生會長山澤和三郎)(第二三
一號)
- 二六 臨時建築制限規則緩和に關す
る陳情書(九州各縣議會正副議長
會幹事福岡縣議會議長稻見稔)(第
六五三號)
- 二七 住宅建設に關する陳情書(中國
葉縣野田町高木虎尾)(第五四一
號)
- 二八 地方自治協議會長代表廣島縣知事
補瀬常猪(第五九二號)
- 二九 生活協同組合法案に關する陳情
書(東北海道商工會議所協議會長
綱走商工會議所會頭白井仁太郎)
(第六〇八號)
- 三〇 引揚接護者に關する陳情書(北
海道釧路市春採永住町太田利兵
衛)(第六二六號)
- 三一 盲人鍼灸業等存續に關する陳情
書外一件(北海道帶廣市北海道盲
人連盟代表後藤寅市外二名)(第六
三二號)
- 三二 盲人鍼灸業繼續許可の請願(齊
藤俊逸外四名)(第六二三三號)
- 三三 國民健康保險制度の刷新強化
並びに國庫補助増額に關する陳情
書(九州各縣議會正副議長會幹事
福岡縣議會議長稻見稔)(第六四八
號)
- 三四 生活保護法による扶助金全額
小野委員長 これより會議を開きま
す。

理容士法案及び禁養犬法案を一括議
題に供します。政府の提案理由の説明
を求めます。金光政府委員。

一 精神病にかかる者
二 傳染性の疾病にかかる者
三 者であつて、同様に規定する業務を行つて適しない者
四 第一條に規定する業務に關し犯罪又は不正の行爲があつた者であつて、第一條に規定する業務を行つて適しない者

四 素行が著しく不良である者であつて、第一條に規定する業務を行つて適しない者

四 榻養士の免許は、榪養士免許證を交付してこれを行う。

第五條 榪養士が第三條各號の一に該當するに至つたときは、都道府縣知事は、當該榪養士に対する免許を取り消し、又は一年以内の期間を定めて榪養士の名稱の使用を停止することができる。

第六條 榪養士でなければ、榪養士又はこれに類似する名稱の使用はならない。

第七條 この法律に定めるものの榪養士の免許、免許證及び試験に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第八條 左の各號の一に該當する者は、これを五百圓以下の罪金に處する。

一 第六條の規定に違反した者で、榪養士又はこれに類似する名稱を用いた者

附 則

第九條 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

一月一日より失効いたすこととなりましる榪養士規則（昭和二十年厚生省令第十四號）

第十條 昭和二十年厚生省令第十四号

號養士規則は、これを廢止する。

第十一條 この法律施行前昭和二十年厚生省令第十四號號養士規則に基いて處分その他の行爲によりした處分その他の行爲を行つて適しない者。

四 素行が著しく不良である者であつて、第一條に規定する業務を行つて適しない者

四 榪養士の免許は、榪養士免許證を交付してこれを行う。

第五條 榪養士が第三條各號の一に該當するに至つたときは、都道府縣知事は、當該榪養士に対する免許を取り消し、又は一年以内の期間を定めて榪養士の名稱の使用を停止することができる。

第六條 榪養士でなければ、榪養士又はこれに類似する名稱の使用はならない。

第七條 この法律に定めるものの榪養士の免許、免許證及び試験に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第八條 左の各號の一に該當する者は、これを五百圓以下の罪金に處する。

一 第六條の規定に違反した者で、榪養士又はこれに類似する名稱を用いた者

所の開設者が講ずべき衛生上の措置に關する事項等であります。何とぞ御審議の上、速やかに可決せられんことを希望いたします次第であります。

從來の榪養士に関する制度は、昭和二十年四月厚生省令第十四號をもつて制定いたしました榪養士規則が根幹となつておりますが、この規則は、昭和二十二年法律第七十二號、日本國憲法では第二條第二項の規定にかかるらず、當分の間同時第一項第一號に規定する榪養士の養成施設に入所することができる。

中等學校令による中等學校卒業し、又はこれと同等以上の學力を有すると文部大臣が認めた者は第二條第二項の規定によらず、當分の間同時第一項第一號に規定する榪養士の養成施設に入所することができる。

榪養士の実務の見習を受けることは、第二條第三項の規定にかかわらず、當分の間同様第一項第二號に規定する榪養士であつて、一年以上榪養士の實務試験を受けることができる。

○金光政府委員 ただいま議題となりました理容師法案について提案の理由を御説明申し上げます。

從來理髮業及び美容業につきましては、各都道府縣令によつて規定されてゐたのであります。これは理容士の免許、理容所の開設その他の營業取締り事項及び違反者に対する罰則等に關するもので、法律で規定すべき性質のものであります。従いまして昭和二十二年法律第七十二號の規定により、來年一月一日より失効いたすことになります。その内容は、(1)理容師

の免許に關する事項(2)理容師及び理容書かれていますけれども、業態が多様に相なつておりますことは、非常に不便を感じるものでございまして、取締りの対象としては厳に動かなければなりませんから、法案の各所に散見いたします理容師、理容所の文字をお願いいたしたいと思います。第一理容と美容とは、完全に別個の業態と見て、取締りの対象としては厳に動かなければなりませんが、この規則は、昭和二十二年法律第七十二號、日本國憲法を有する者と文部大臣が認められた者は第二條第二項の規定によらず、當分の間同時第一項第一號に規定する榪養士の養成施設に入所することができる。

従来の榪養士に関する制度は、昭和二十年四月厚生省令第十四號をもつて制定いたしました榪養士規則が根幹となつておりますが、この規則は、昭和二十二年法律第七十二號、日本國憲法では第二條第二項の規定によらず、當分の間同時第一項第一號に規定する榪養士の養成施設に入所することができる。

中等學校令による中等學校卒業し、又はこれと同等以上の學力を有すると文部大臣が認めた者は第二條第二項の規定によらず、當分の間同様第一項第一號に規定する榪養士の養成施設に入所することができる。

榪養士の実務の見習を受けることは、第二條第三項の規定にかかわらず、當分の間同様第一項第二號に規定する榪養士であつて、一年以上榪養士の實務試験を受けることができる。

○金光政府委員 ただいま議題となりました理容師法案について提案の理由を御説明申し上げます。

從來理髮業及び美容業につきましては、各都道府縣令によつて規定されてゐたのであります。これは理容士の免許、理容所の開設その他の營業取締り事項及び違反者に対する罰則等に關するもので、法律で規定すべき性質のものであります。従いまして昭和二十二年法律第七十二號の規定により、來年一月一日より失効いたすことになります。その内容は、(1)理容師

むでござります。しかも法律の中に理容と美容の點がはつきり區別して書かれていますけれども、業態が多様に相なつておりますことは、非常に不便を感じるものでございまして、取締りの対象としては厳に動かなければなりませんが、この規則は、昭和二十二年法律第七十二號、日本國憲法では第二條第二項の規定によらず、當分の間同時第一項第一號に規定する榪養士の養成施設に入所することができる。

従来の榪養士に関する制度は、昭和二十年四月厚生省令第十四號をもつて制定いたしました榪養士規則が根幹となつておりますが、この規則は、昭和二十二年法律第七十二號、日本國憲法では第二條第二項の規定によらず、當分の間同時第一項第一號に規定する榪養士の養成施設に入所することができる。

中等學校令による中等學校卒業し、又はこれと同等以上の學力を有すると文部大臣が認めた者は第二條第二項の規定によらず、當分の間同様第一項第一號に規定する榪養士の養成施設に入所することができる。

榪養士の実務の見習を受けることは、第二條第三項の規定にかかわらず、當分の間同様第一項第二號に規定する榪養士であつて、一年以上榪養士の實務試験を受けることができる。

○三木(行)政府委員 理容師法という名稱を理容師、美容師法に改める意思はないかと、理容師、美容師の職務に對する定義を明確にしていただきたい。この法律で理容とは頭髪の刈込み、顔を刈込み、顔そり、一はバーマネットウエーブ、結髪、化粧を中心とする。その點においては異なるのであります。しかししながらシャンプー、白髪染等にいたしましても、兩方に共通いたします。

○山崎(道)委員 ただいま提案になりましまして、理容師法案についてお伺いをいたします。

私はまず第一にこの理容師法といふ法律の名稱を、この際理容師、美容師に改めさせていただきたいと思いまして理容師法案についてお伺いをいたしました。まじめ理容師法案についてお伺いをいたしました。

私はまず第一にこの理容師法といふ法律の主眼といたします公衆衛生上

の法律の主眼といたします公衆衛生上の取締りという面から申しますと、ほとんど同じでござりますので、常識に從いまして理容という言葉を採用いたしました。その理由といたしましては、理容師をいう。そういうように、明らかに定義をいたしている次第であります。

○山崎(道)委員 ただいま提案になりました。理容師法といふ法律の主眼といたします公衆衛生上の法律で、男女の容姿を整えることをいう。またこの法律で美容とはバーマネットウエーブ、結髪、化粧、美顔術、衣装着つけ等の方法で女子の容姿を整えることをいう。またこの法律で美容とはバーマネットウエーブ、結髪、化粧、美顔術、衣装着つけ等の方法で女子の容姿を整えることをいう。このように明確に書いていただきたいと存じます。

男子のもの、美容は女子のものという明文がないと、男女の分限を混同いたしました。特にこの際御審議が願いたい。それから理容所、美容所の別を明確にして混同を避けた例もござりますので、特にこの際御審議が願いたい。それから理容所、美容所の別を明確にして混同を避けたこと、理容所及び美容所においては、理容及び美容の業を兼ね行うことはできないというふうに考へられまして、この中に美容がはいつているということの理解に苦しんで、その點御了承をいただきたいと存じます。

それから業とするものの定義につきましては、業とするものとは「業務開業であるか、從業者であるか、法律で業とするものは、理髪所、または美容所の名義者なると否とを問わず、當該業務に從事するものをいう」というよ

うな一項を挿入して、明確にした方がよろしいと存りますが、この點について當局はどうのにお考へてござりますか。

○木(行)政府委員 男子、女子といふことを明確にする必要があるのではないかという御質疑であります。私も一應それを考えてみたのであります。が、女子にして理髪所において顔

そり等をなす者もございますので、これはおのずから今日の國民習慣に従つて利用いたしますので、その點の混同

を法律でもつて名記する必要はないだ

らうと考へて、この規定をつくつたわけであります。なお開設者の件でござりますが、この法律案におきましては、理髪師あるいは美容師がそ

れぞれ開設者であり、また從業者であ

るといふことは、格別の取りきめをい

います。が、この法律案におきましては、理髪所を設けたのである、こういふような規定に相なつております。これらもしくは美容師にあらざれば、これらの理髪所もしくは美容所を開設できな

いといふような格別なる取りきめをす

る必要がないであらうと考へて、かよ

うな規定をいたした次第であります。

○山崎(道)委員 現在美容師、または理髪師となる資格をもつておなりながら、業に從事しないものもございますので、これにつきまして附則の最後に

一項を挿入していただきたいと思いま

す。現に都道府長官、または府縣知事において有資格者として認定されておるものは、都道府長官、または府縣知事の免許を得て理容師または美容師となる

ことができるという一項を挿入して、ただきたい。それから理髪所あるいは美容所の位置變更について、許可を受くべきことに改めていただきたいとい

うことをこの際要求いたしますとともに、理髪所、美容所の位置變更につて、許可を受けない場合の罰則をひと

つ規定するようにしていただきたいとい

うことを明確にする必要がありますが、その御質疑ありや否やをお伺い

いたします。

○木(行)政府委員 現在美容師の資

格をもつておつて、開業しておらない

ものがあるが、それらの救濟規定をこ

の際附則として設ける意思はないかと

○木(行)政府委員 現行の取締りの規則は、中央法令はございませんで、ことごとく地方命令であります。そこで、この規則は、中道府縣によつて異なつたします。

○木(行)政府委員 現在美容師の資

格をもつておつて、開業しておらない

ものがあるが、それらの救濟規定をこ

の際附則として設ける意思はないかと

いたします。

○木(行)政府委員 現行の取締りの規則は、中道府縣によつて異なつたします。そこで、この規則は、中道府縣によつて異なつたします。それから職務中には各工場あたっておりますけれども、おおむね共通してあります。が、第九條にござりますところ、規則は、中道府縣によつて異なつたします。それを出た者も染養士と言つておる向きがあるのでございま

す。事実實務についておる者もござります。それから職務中には各工場あります。が、第九條にござりますところ、規則は、中道府縣によつて異なつたします。それを出た者も染養士と言つておる向きがあるのでございま

す。事実實務についておる者もござります。それから職務中には各工場あります。が、第九條にござりますところ、規則は、中道府縣によつて異なつたします。それを出た者も染養士と言つておる向きがあるのでございま

す。

○山崎(道)委員 私の質問を打切りま

す。

○山崎(道)委員 私の質問を打切りま

す。

でありまして、それ以後におきまし

ては、救濟する方法がないということに

相なつておるわけあります。この法

律の改訂方を強く要求いたします。

それから染養士法につきまして、

は、救濟する方法がないということに

相なつておるわけあります。この法

律におきましても同様でございま

す。この「染養士試験に合格した者」

では肯定的に認める。そのときまでに

それから「學校教育法第五十六條に規定する者とする」ということがござ

ります。この「染養士試験に合格した者」

では肯定的に認める。そのときまでに

相なつておるわけあります。この法

律におきましても同様でございま

す。

○山崎(道)委員 私はもつと審議した

のでござりますが、時間に制限がござります。

○木(行)政府委員 御意見の通りであります。

○山崎(道)委員 私はもつと審議した

のでござりますが、時間に制限がござります。

○山崎(道)委員 現在ではさうでござります。ならば、この法の運用によ

りまして適切に救濟の策を講じたい。

○山崎(道)委員 現在免状をもつた者と

がようやく考へておられます。

でありまして、それ以後におきまし

ては、救濟する方法がないということに

相なつておるわけあります。この法

律におきましても同様でございま

す。

○山崎(道)委員 おおむね許可制に相なつたのであります。が、從來の規定においておきましてはおおむね許可制に相なつたのであります。が、この許可制の問題であります。が、從來の規定においておきましてはおおむね許可制に相なつたのであります。が、この許可制の範囲といふようなところになかへん困難な點がござりますので、それが一つの理由であります。またが、ような業態はよろしく大衆の批判によつて設置すべきものである。かように考へますので、届出制度といふのを採用いたしました次第であります。このやり方

は、一つは新憲法の職業の選択の自由をすべきものである。かのように考へますので、届出制度といふのを採用いたしました

のであります。が、從來の健康診断は、ありま

ります。従いましてこれらの者の中には、半年制度の学校を卒業した者も

ましてはある程度の制限をつけまし

て、これに染養士の免状を與えたのであります。

あります。従いましてこれらの者の中には、半年制度の学校を卒業した者も

ありま

る、そぞりおもむりの意味の健康診断でござります。が、普通簡単な

健康診断を行つて血液反応までや

る、あるいはレントゲン検査までや

かどうか、あるいはここには明記して

が、この健康診断の具體的方法、たゞりへ調理士といふような名目で多數の者が働いており却かた事實もあるのでござりますが、實際上こうした者につきましては暫定處置と申しますが、この法律案の有無につき健康診断を受けるということになつております。が、この健康診断の具體的方法、たゞりへ調理士といふような名目で多數の者が働いており却かた事實はあるのでござりますが、實際上こうした者につきましては暫定處置と申しますが、この法律案の有無につき健康診断を受けるということになつております。が、この健康診断の具體的方法、たゞりへ調理士といふような名目で多數の者が働いており却かた事實はあるのでござりますが、實際上こうした者につきましては暫定處置と申しますが、この法律案の有無につき健康診断を受けるということになつております。

。

して、その目的とするところは、傳染

病患者は業態上病毒傳播のおそれがあ

る業務に從事することができない。あ

るいは結核預防上必要と認むるときに

は、業態上病毒傳播のおそれのある職

業に從事することを禁止するというよ

うな、就業禁止の措置を目的とするも

のであります。従いましてこれらの病

毒傳播のおそれがあるということが明

らかになります程度の検査はやらなけ

ればならない。かように考えておるの

であります。具體的に申しますなら

O 橋原(亨)委員 病を目的とする診断を行うにあ

ります。従いましてこれらの方

であります。従いましてこれらの方

であります。従いましてこれらの方

はあります。従いましてこれらの方

はあります。従いましてこれらの方

であります。従いましてこれらの方

であります。従いましてこれらの方

であります。従いましてこれらの方

であります。従いましてこれらの方

であります。従いましてこれらの方

まして、能う限り有利に解釋をいたしたい。かような趣旨でございます。

○小野委員長 だいま審査いたしておりますこの二つの法律案は、まだ十分審查しなければならぬ點もございますし、また委員の中には修正したいといふ御意思の人もあるようございますけれども、會期が切迫いたしておる次第もありますし、またこれを成立いたさせないと、十二月三十一日以降は失効してしまう點もございますので、不備の點は第二國會の委員會において改正案を出すなり、しかるべき方法をとつて十分審議を盡すことにいたしました。

略いたして採決いたしたがと思ひますが、御異議ありませんか。

○小野委員長 御異議なしと認めます。

採決をいたします。理容師法案及び建築士法案の二法案を原案通り可決することに御賛成の方の御起立を願います。

〔總員起立〕

○小野委員長 起立總員。よつて兩案は原案の通り可決いたしました。

○小野委員長 それでは續いて請願及び陳情の審議にはいります。

○小野委員長 御異議なしと認めて、さように取計らいます。

○小野委員長 それでは續いて請願及び陳情の審議にはいります。

○小野委員長 御異議なしと呼ぶ者ありますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 御異議なしと認めま

す。

○小野委員長 御異議なしと認めます。

○松谷委員 本請願の要旨は、さきにされたので、その所有する經營住宅を他に賣却しようとしている、については、

一、政府は宮城縣下二千五百戸の住宅

營業經營住宅を買い上げ、二、買上

住宅は政府の直接經營とするか地方公

共團體に委託經營せしめる、三、勵勞

庶民階級の生活費を基準とする適正家

賃を設定されたいというのであります。

かかる趣旨によつて提出せられた

請願でありますので、ぜひとも本請願

を採擇せられんことを希望いたしま

す。

○小野委員長 日程第三、引揚者の住

宅問題に關する請願、坂口主税君外五

名紹介、文書表番號第九七一號、日程

第六、引揚者の住宅建設の請願、根本

る。強制追立ての防止並びに住居の行政的措置、政府または國會が中心となり、住宅問題の根本的検討、及び恒久的對策樹立のため、民間人を加えた調査立委機關の設置等の事項を請願する

というのであります。御審議の上御採

擇をいただきたいと思います。

○川井専門調査員 一九三號の陳情

は、われら海外引揚者は、現下の住宅

難を緩和して、その生活の基礎を確立

し、それに本部は、餘裕住

宅、不用工場等の開放の要求、建築資

材の配給懇請、簡易住宅の建設、及び

建築費の共同借入並びに資金の獲得方

法等諸計畫を決定したから、これが實

施を援助された。といふ趣旨であります。

○小野委員長 以上の請願、陳情につきましては、後日必要があれば政府當

局の意見を聽くことにして、審査を終りたいと思います。

○清水政府委員 國立遺傳學研究所の設置につきましては、この問題が人口問題、食糧問題、優生問題、その他いろいろ重要な問題の解決に對しまして、きわめて重要な研究所であることを認めまして、文部省におきましてぜ

ひこの實現を期したいと考えまして、來年度预算に該豫算を計上いたしております。ぜひこれを實現すべく努力いたしましたと考えておるのであります。請願の御趣旨にもありましたように、わが國の遺傳學の研究は、醫學、生物學、あるいは農學、動物、植物、いろいろな面にわかれまして小さく發達をいたしておりまして、國家全體を考えたときに専門講座としては大學に二講座あるだけであります。ほかの講座は他の講座において兼ねて遺傳學をやつております。にもかかわらず、遺傳學だけは全國的に遺傳學者が協力いたしまして、遺傳學の世界的新しい意見をいたしました。遺傳學は世界的な水準に達しておるものと考えられるのであります。またこの遺傳學上の問題では、わが國の學者が、世界的に新しい意見をいたしました。かかわらず、遺傳學だけは全國的に遺傳學を得ておられる方を數少くないのと考えられます。またこの研究を國家のために十分活用いたしましたためには、全世界の大学にばらばらにあります遺傳學の研究を統合いたしまして、國家的見地から十分これを活用するようになつてあります。ただこの研究を國家のために十分活用いたしましたためには、全国各大學にばらばらにあります遺傳學の研究を統合いたしまして、國家的見地から十分これを活用するようになつてあります。たとえば農作物にいたしました研究に至つては大規模の総合研究によつて初めて達せられる、ついては速

くあります。たとえば農作物にいたしました研究に至つては大規模の総合研究によつて、異常な展開を期待し得るほど學問的研究は進みつつあるのであります。こうしたことから考えまして

○小野委員長 本請願に對する政府の

意見を求めます。

○小野委員長 請願日程第二、國立遺傳學研究所設置の請願、第九〇一號

も、ぜひここに総合的な國立の研究所をつくりたいということは、遺傳學界の非常に窮屈なときでござりますけれども、なおこの際やらなければならぬものであります。しかし、その品種改良の根本は遺傳學に基くものであります。あるいは水産、林產すべてが遺傳學の根本原理の活用によつて、異常な展開を期待し得るほど學問的研究は進みつつあるのであります。こうしたことから考えまして

○小野委員長 本請願に對する政府の

意見を求めます。

○小野委員長 本請願に對する政府の

號、日程第二三、生活協同組合法制定反對の請願、有田二郎君外八名紹介、第一五二四號、陳情、日程第六、生活協同組合法案に關する陳情書、第六〇八號、日程第七、生活協同組合法制定促進に關する陳情書、第六一三號、日程第八、引揚援護者に關する陳情書、第六二六號、日程第九、盲人鍼灸業等存續に關する陳情書外一件、第六三二號、日程第一〇、生活協同組合法案反對に關する陳情書、第六三三號、日程による扶助金額國庫負擔に關する陳情書、第六六九號、日程第一四、東北地方の水害罹災農家救濟に關する陳情書、第六七三號、日程第一六、海外引揚者援助に關する陳情書、第六七九號、日程第一八、生活協同組合法案反對の陳情書外一件、第六九四號、日程第一九、水害罹災農家救濟に關する陳情書、第七〇二號、日程第二〇、盲人鍼灸業禁止反對の陳情書、第七一四號、以上は昨日審査いたしました請願及び陳情とまつたく同趣旨でございますから、審査を終了したものとみなし御異議ございませんか。

〔參照〕

榮養士法案(内閣提出)に關する、

報告書

一、議案の要旨及び目的
現行の昭和二十年厚生省令第十
四號榮養士規則は、昭和二十二年

法律第七十二號(日本國憲法施行の際現に效力を有する命令の規定の效力等に關する法律)第一條の規定よつて、本年十二月三十一日限りその效力を失ふので、この省令に代わるべきものとして、新法律を制定して、同令の内容の實現をはかり、更に國民の科學的な栄養指導の向上を企圖したものである。

この法律案では、榮養士となる免許資格を強化し、専ら榮養士として必要な知識及び技能の修得をして要件とし、質的な充實を期してゐる。

二、議案の可決理由

本案は、國民榮養指導の實施上及び榮養士の地位の向上の點において、當然必要であると認められるので、これを可決すべきものと認めた次第で議決した次第である。

右報告する。

昭和二十二年十二月六日

厚生委員長 小野 幸

衆議院議長 松岡駒吉殿

理容師法案(内閣提出)に關する報告書

一、議案の要旨及び目的

現行の理髮業及び美容業に關する監察命令である都道府縣令は、昭和二十二年法律第七十二號(日本國憲法施行の際現に效力を有する命令の規定の效力等に關する法律)第一條の規定によつて、本年

十二月三十一日限りその效力を失ふので、從來の理容師等に關する都道府縣令を廢止整備して、これらの系列的法文化を圖り、且つ、

施設の充實を期すると共に、公衆衛生の發達と文化の向上を目的としたものである。

改正の主なる點は、理容、理髮、美容等の定義を明かにし、特に理髮と美容とをはつきり區別し、而かも、從來の營業免許制を資格免許制に代え、業界の健全な發達を意圖したことである。從つて理容所の開設も許可制を廢し、届出制として民主化を圖つた。

二、議案の可決理由

本案は、公衆衛生の健全な發達及び眞に文化國家建設に寄與すべきものと認められるので、これを可決すべきものと議決した次第である。

三、本案施行に要する経費は、約二百萬圓である。

右報告する。

昭和二十二年十二月六日

厚生委員長 小野 幸

衆議院議長 松岡駒吉殿

昭和二十三年三月一日印刷

昭和二十三年三月一日發行

衆議院事務局

印刷者
印 刷 局